

石岡台地 だより

石岡台地用水営農対策協議会
石岡台地土地改良区

会長兼理事長 島田 穰 一

茨城県石岡市南台三丁目2番1号
電話(代表) 0299-26-7261

水土里ネット石岡台地



クリーン活動



活動をととして、地域全体の
美化意識と土地改良施設の多面的機能に
ついて理解を深めてもらうことを目的に
実施した。



第51回通常総代会の開催

平成十七年三月二十九日午前九時三十分から石岡地区
営農研修センター大会議室において、総代八十九名（定
数一〇二名）の出席を得て開催されました。

議長に美野里町の大島光一総代を選出し進行され、提
案された四十三議案すべて原案どおり可決決定されま
した。

理事長 島田 穰じょういち



— 開 会 挨拶 —

総代会の開会にあたり一言ご
挨拶申し上げます。本日、五十
一回通常総代会を開催させて頂
きましたところ、ご来賓の皆様
をはじめ、総代各位の多数のご
出席を賜り、ここに開会できま
すことに對しまして厚くお礼申
上げます。皆様方には、平素

から格別なるご理解とご協力
を賜り重ねて心から感謝申し
上げます。

さて、国におきましては、食
の安全の問題や、農業者の高齡
化と減少、さらにグローバル化
の進展など、国内外ともに大き
な変革が続いており、新たに農
政の確立を目指す必要があると
して「食料・農業・農村の基本
法」が制定されて以来五年が
経過しましたが、この三月に新
たな計画として見直しをしてお
ります。この計画は、消費者の
視点に立った政策推進が基本で
あり、やる気と能力のある農業
者の創意工夫に満ちた「攻め」
の取り組みにたいして積極的
に支援するものとし、この新たな
計画を円滑実施することにより、
豊かな農業農村の構築を図るも
のと伺っております。しかし、
この根幹となる農業水利施設機

能は、土地改良区や農家組織、
集落、個々の農家によって、適
正な管理運営のもとに発揮され
ていることを考えますと、中心
的に管理・運営を担っている改
良区がこれからいかに対応して
いくべきか、今後、県、その他
関係機関のご指導をうけながら、
創意工夫を図っていく必要があ
ると思っております。

さて、以下三点ほど申し上げ
たいと思います。

一、国営基幹施設運転管理の 実施について

国営造成揚水機場等について
であります。新年度の通水に
向けまして、施設のメンテナン
スを実施中であり、着々と準備
を進めております。準備、点検
後さらに総合試験をし、正式通
水したいと考えております。

二、国営造成等施設管理の補助事業について

予算の面ではありますが、国においても平成十七年度土地改良予算の削減をしており、大変厳しい内容となっております。こうした中、当改良区においても種々の国補助の維持管理事業を取り入れておりまして、受益者負担軽減を図っております。

県においても大変厳しい予算と聞いておりますが、極力、予算確保をお願いして参りたいと思います。国、県、各土地改良事務所、管内市町村の関係の皆様方には、力強いご支援のほどを、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

三、畑地整備の推進について

遅れている畑地整備推進事業であります。本年度から、小川町、美野里町、八郷町からと

県、そして改良区職員からなる6人体制で畑地整備推進課を設置し、畑総事業を導入すべく努力をしているところであります。一部の地域においては、先進地域の視察研修会も実施されてお

りまして、集落等の環境整備と合わせた事業の推進に努めているところであります。以上申し上げましたが、国、県の補助を積極的に取り入れながら改良区運営を順調に推進できるよう努力する所存でありますので、よろしくお願いいたしますと存じます。

ます。

なお、申し遅れましたが、本日は公私とも大変お忙しい中を、水戸、土浦、鉾田の各土地改良事務所から、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の総代会には、認定事項三件、議案四十三件、その他と

なっております。慎重なるご審議のうえすべての案件がご承認いただけますようお願い申し上げます。結びにあたり、総代の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも土地改良区の運営にご尽力を賜りますようお願いいたしますとともに、益々のご健勝とご繁栄を心からご祈念いたしましてご挨拶にさせていただきます。



平成17年度 予算について

第51回通常総代会において、平成15年度決算の承認、
平成17年度事業計画及び収支予算について議決されました。

●平成17年度 各会計別予算

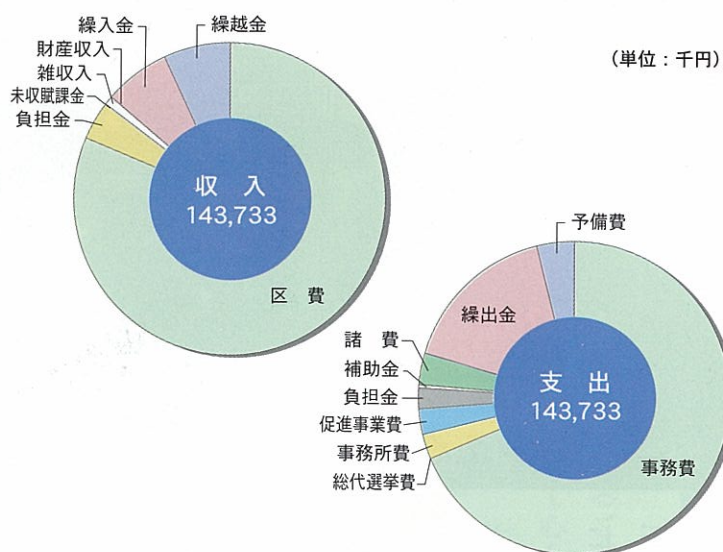
(単位：千円)

会 計 名	予 算 額	会 計 名	予 算 額
1 一 般 会 計	143,733	8 霞ヶ浦開発事業水源費償還特別会計	208,690
2 施 設 管 理 事 業 特 別 会 計	441,138	9 土 地 改 良 事 業 特 別 会 計	48,581
3 基幹水利施設管理受託事業特別会計	73,341	10 施 設 使 用 特 別 会 計	39,002
4 維持管理適正化事業特別会計	1,906	11 国 営 造 成 施 設 用 地 特 別 会 計	6,693
5 農地流動化支援水利用調整事業特別会計	20,002	12 農 地 転 用 決 済 金 特 別 会 計	194,587
6 農 林 漁 業 資 金 償 還 特 別 会 計	321,147	13 そ の 他 特 別 会 計	993,012
7 国 営 事 業 費 償 還 特 別 会 計	603,315	計	3,095,147

●平成17年度 一般会計予算

(単位：千円)

収入の部		支出の部	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
区 費	116,491	事 務 費	98,107
負 担 金	5,902	総代選挙費	5
助 成 金	1	事務所費	3,742
未収賦課金	200	促進事業費	4,003
財産収入	10	負 担 金	3,340
雑 収 入	986	補 助 金	1
繰 入 金	10,143	諸 費	4,953
繰 越 金	10,000	繰 出 金	24,000
計	143,733	予 備 費	5,582
		計	143,733



●平成15年度 各会計別決算

(単位：円)

会 計 名	収入決算額	支出決算額	差 引 残 額
1 一 般 会 計	162,304,259	142,596,404	19,707,855
2 施 設 管 理 事 業 特 別 会 計	455,914,353	324,061,173	131,853,180
3 基幹水利施設管理受託事業特別会計	69,122,628	68,928,925	193,703
4 維持管理適正化事業特別会計	8,101,481	8,101,079	402
5 農地流動化支援水利用調整事業特別会計	16,000,179	16,000,000	179
6 農 林 漁 業 資 金 償 還 特 別 会 計	376,767,525	323,628,567	53,138,958
7 国 営 事 業 費 償 還 特 別 会 計	617,623,651	614,983,139	2,640,512
8 霞ヶ浦開発事業水源費償還特別会計	208,687,572	208,687,572	0
9 土 地 改 良 事 業 特 別 会 計	152,985,386	149,590,396	3,394,990
10 施 設 使 用 特 別 会 計	43,136,355	551,145	42,585,210
11 国 営 造 成 施 設 用 地 特 別 会 計	8,347,884	833,448	7,514,436
12 農 地 転 用 決 済 金 特 別 会 計	194,854,705	17,629,781	177,224,924
13 そ の 他 特 別 会 計	917,768,737	25,203,440	892,565,297
計	3,231,614,715	1,900,795,069	1,330,819,646



畑地基盤整備の推進について

高品質な青果物が安定的に供給できる産地づくりを目指し、「畑地かんがい活用型大規模産地の育成」に取り組む、収益性の高い営農を実現する。（いばらき農業改革）

県、市町村、改良区が一体となり 本格的な推進を開始

石岡台地においても、既存組織を拡充し従来の推進活動を強化するため、石岡台地土地改良事業推進協議会に県・市町村・改良区職員を専従とした畑地整備推進課を設置し、畑地整備推進組織を設置（拡充）し、なお一層畑地整備を推進する。

畑地整備推進状況

職員が駐在している美野里町、小川町、八郷町において、重点地区を設定し、平成十六年度四月以降本格的な推進を開始。

平成十六年度は、各地区において、集落懇談会の開催、地元推進委員の選出、推進組織の設

置、先進地研修などを行った。平成十七年度は、アンケート調査の実施、畑地整備構想の作成などに取り組み事業化を目指す。



農業用給水所の利用について

ウォータースタンド三ヶ所設置 （農業用給水所）

石岡台地農業用水を畑作物生産の向上と各種営農用水として利用を推進



- 利用期間／四月二十一日～八月三十一日までの午前七時から五時まで。
- 利用方法／取り付けのホースのコックを開き取水し利用する。
- 利用料金／一〇〇リットル十円とし備え付けの箱へ入れる。

【設置場所】

- ・ 美野里町張星地内
（美野里ふるさと食品公社の入口西側）
- ・ 小川町世楽地内
（広域農道石岡ゴルフ倶楽部付近）
- ・ 岩間町山根池沿いの東側



用水の多目的利用法

- 肥効促進のためのかん水
圃場を肥料効果のある効適水分状態にする。
- 作業効率のためのかん水
圃場の耕起・碎土作業効率向上のための適正水分状態にする。
- かんがい施設を利用した薬剤散布
- 液肥かんがい
- スプリンクラーによる凍霜防止
- 施設野菜に対する水の多目的利用
（土壌消毒）
- 水利用による省エネルギー対策
ハウスやトンネル栽培での、水封マルチ（水チューブ）利用
- 風食防止のためのかん水

卸売市場の役割と市場（消費者）が 求める農作物の生産

水戸土地改良事務所 梅谷 隆

現在、県では茨城農業を元氣よくするため、茨城農業改革に取り組んでいます。

主なねらいは農業者の皆様や産地が主役となり消費者の視点に立ち、消費者に信頼される農作物の生産と販売を行い「消費者のベストパートナー」を目指すことです。農業改革を实践するためには、まず「作れば売れる」という生産者意識を「喜んで食べてもらえる」という消費者ニーズに応える意識へ転換し、競争力のある強い産地づくりを目指すことが必要不可欠です。このためには、畑地かんがい活用型大規模産地やマーケティング戦略に基づく産地の構築などに取り組む必要があります。

特に、マーケティング戦略に基づく産地づくりでは、生産した作物がどのような流通を経て消費者に届くのか、またどうしたら喜んで食べてもらえるか、など生産後（流通）のことを視野に入れ、市場や消費者ニーズに対応した戦略をもつて農作物を生産することが重要であり、各産地さらには茨城農業が消費者の信頼を得ることが最終的には農家の皆様個々の所得向上につながると考えられます。このような背景から茨城県では、今後の首都圏における県産農畜産物の販売促進・PR活動を重視し、市場・流通サイドのニーズを産地・生産者に伝え、産地育成、生産振興を推進するために、日本最大の

卸売市場・東京大田市場内に「農産物販売推進東京本部」を設置しました。

そこで、今回は市場・流通に係る「卸売市場の仕組み」と「農作物の市場流通」について考えてみたいと思います。

卸売市場は、卸売市場法に基づき開設され、開設区域内の生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための卸売の拠点となっています。

市場で働く人たち



生産者（出荷組織等）から市場への農作物の入荷は農協経由、個人、任意組合、農業法人など様々で、近年は輸入商社を通じた外国からの農作物も増えており、次の機能を発揮しながら、取引が行われています。

①品揃え機能

多様な品目・品質の品揃えを確保する。

②集分荷・物流機能

全国の産地から集荷した大量单品目を少量多品目へ、迅速、確実、効果的に分化し、配送する。

③価格形成機能

豊作の時には農産物が集まり価格が安くなり消費を伸ばし、不作の時には流通量が減り価格が高くなり消費を減らす。

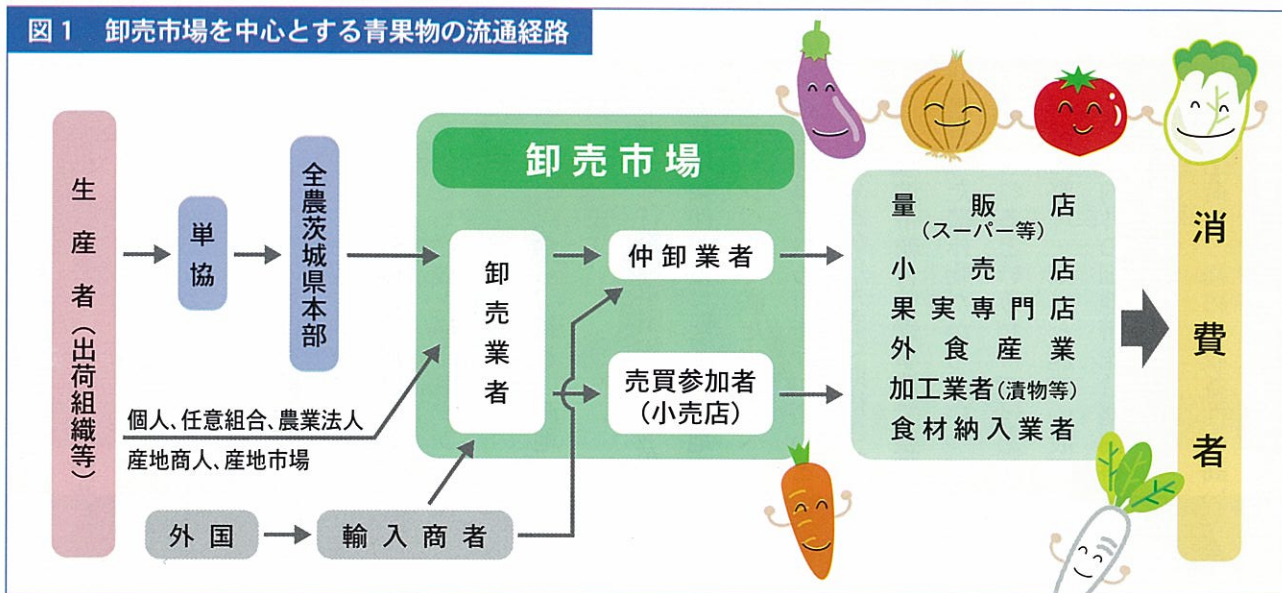
④決済機能

販売金の迅速・確実な決済を確保する。

⑤情報受発信機能

受給に係る情報を収集し、伝達する。

図1 卸売市場を中心とする青果物の流通経路



※わかりやすい卸売市場を中心とする青果物の流通経路を図1に示しましたので参照して下さい。

- 格差のない、品質の安定した農作物を出荷すること。
- 相場等に左右されない計画的で安定した出荷をすること。
- ロットの拡大を図ること。
- 約束事の遵守など、契約的概念を養うこと。
- 特注・休日対応や販売促進など、産地信用向上のための活動を強化すること。
- 消費者ニーズの調査・研究をすること等。

市場取引は大きく分け「せり」と「相対」があります。一般的な市場取引のイメージは、多数の買受人の競争により価格が決まる「せり」ですが、現在の主流はせり以外の「相対取引」、特に契約に基づき一定期間継続的に取引される「予約相対」が主流となっています。「相対取引」は取引全体の七十パーセント以上をしめており、まとまったロット（荷口）の優良農産物は「せり」にかけられることが少ないというのが現状です。そのため、これから市場と条件の良い取引をしていくためには、市場の要望に沿った「相対取引」を基本としたマーケティング戦略を展開していく必要があります。



大田市場青果物卸売場全景



せりにかかる美野里町産の「ねぎ」と「にら」

● これらの点について、具体的かつ実現可能な産地改善目標を掲げ、改善努力をすることが産地の農産物を有利に販売するために必要である。

現在、市場流通は、農作物の予約相対・先取販売の主流化、平成二十一年の市場法改正による手数料（現在八・五パーセント）の自由化、大型量販店の契約取引など市場外流通取引の増加等大きな変革期を迎えています。そのため、仲卸業者は、来たものだけを扱うのではなく、販売店・消費者の希望を的確にとらえ、産地に働きかけ栽培してもらい、独自の流通システムを構築することも必要というスタンスを取り出しました。

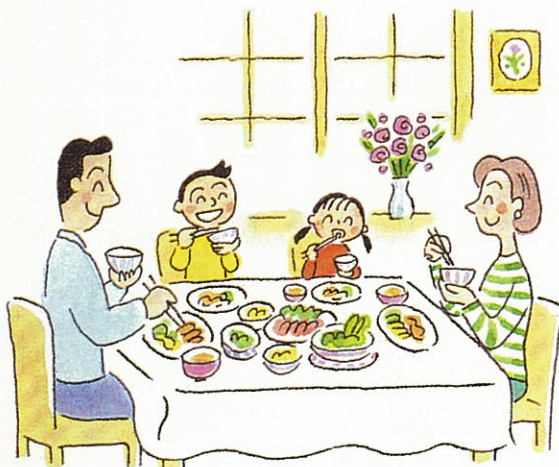
このような観点から、新しい産地に対する期待が高まっています。

特に畑地帯総合整備事業等でほ場が整備され、農作物の栽培条件が整った新しい地区は、市場の要望を高いレベルで満たす産地へと発展し、優良産地が構築される可能性が高いということです。市場・仲卸業者から大きく期待されています。

ただし、畑地帯総合整備事業で整備されたほ場で栽培された農作物だからといって、必ず高値で取引されるというわけではありません。

しかし、区画整理・畑かん施設の設置効果は極めて高く、県内外の畑地帯総合整備事業実施地区で、高品質農作物をまとまったロットの契約栽培により出荷し、極めて収益性の高い安定した産地が構築された事例が多くあります。

消費者ニーズは安さ重視、安全安心重視、食味重視など一律ではなく多種多様です。そのためにJ A、卸売業者等流通に精通した組織と連携し、的確な市場や消費者ニーズをとらえ、農作物生産の基礎であるほ場を整備し、喜んで食べてもらえる高品質農作物の生産を産地・地区全体で取り組んでいくことが、有利販売の促進さらには儲かる農業を展開させるための策といえます。



お願い



組合員資格得喪の手続について

売買、賃貸、相続、贈与、経営移譲等により組合員資格に変更、喪失等が生じた場合は必ず届け出をお願いします。

農地転用等の手続について

農地を農地外に転用される場合は、農地法第四条、五条があり農地転用手続きが必要になります。又転用に伴う地区除外決済金（意見書の交付時）がかかります。

※公共事業による転用も同様です。

例）受益地内における国、県、市町村等の公共事業用地（道路、河川敷等）として買収、転用される場合など。

石岡台地土地改良区へ

届け出をお願いします。